

↳ 物納不適格財産

Q : 私の父が先日亡くなりました。財産のほとんどが不動産なので物納をしないと税金が払えません。物納できない財産があると聞きましたが、どのような財産が物納できないのですか？

A : 次のような財産は物納不適格財産とされています。

【解説】

相続で物納された財産は、国において換金し、財政収入に充てられますので、国が受け入れる財産については管理及び換価手続きが容易なものでなければなりません。

ということから、これに不適格な財産は、物納財産としては認められないこととされており、不適格財産には、次のようなものが挙げられています。

(1) 各財産に共通する事項

- ① 質権、抵当権、その他の担保権の目的となっている財産
- ② 所有権の帰属について係争中の財産
- ③ 共有財産
- ④ 譲渡に関して法令に特別の定めのある財産

(2) 不動産に関する事項

- ① 買戻し特約の登記、所有権移転の仮登記等のある不動産
- ② 売却できる見込みのない不動産
- ③ 境界線の不明確な土地で隣接地主から境界線の了解の得られない土地

なお、この対象財産の範囲は、今年度においてもっと明確にされることとなっています。

